



発行
東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…一

公告

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……（環境局総務部環境政策課）…三

雑報

○当せん金付証券の発売委託……（全国自治宝くじ事務協議会）…四

告示

●東京都告示第九百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区東五反田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン及び一・二・ジクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第838号
により指定した区域)
- ▨ 指定を解除する区域

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

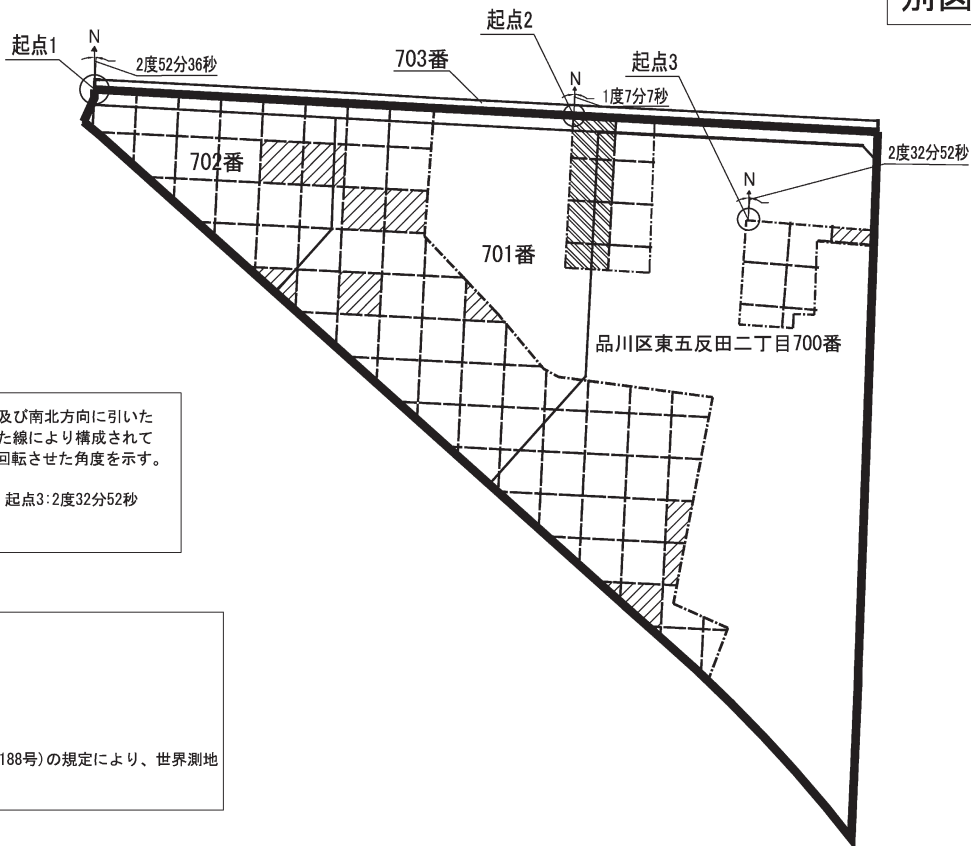
起点1：2度52分36秒 起点2：1度7分7秒 起点3：2度32分52秒

【起点】

起点は、次の座標とする。

	X座標	Y座標
起点1	-41731.667	-9650.761
起点2	-41737.833	-9537.462
起点3	-41762.321	-9496.283

※上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



●東京都告示第九百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和七年東京都告示第百三十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（東村山市久米川町五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

【凡例】

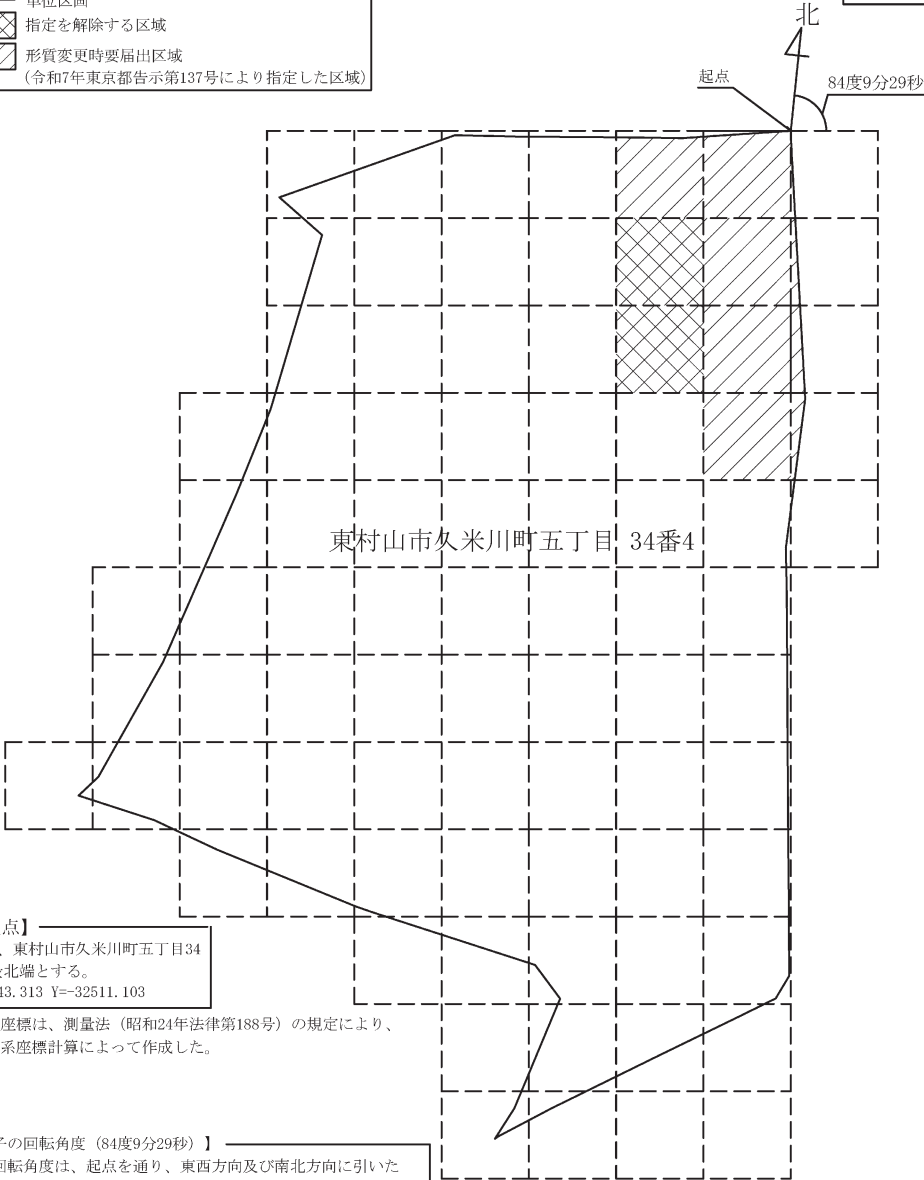
敷地境界

単位区画

指定を解除する区域

形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第137号により指定した区域)

別図



【起点】

起点は、東村山市久米川町五丁目34番4の最北端とする。
X=-24943.313 Y=-32511.103

※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（84度9分29秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、一般国道二十号日野バイパス（延伸）Ⅱ期 建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

関東地方整備局長 橋本 雅道

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

二 対象事業の名称

一般国道二十号日野バイパス（延伸）Ⅱ期 建設事業

三 工事着手の予定年月日

令和八年十月一日

四 工事完了の予定年月日

令和十五年三月三十一日

五 届出日

令和八年八月四日

雑 報

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
れた日までに申請してください。
令和八年八月二十四日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第千三百三十四回全国自治宝くじ

千三百八十億円 四億六千万枚

（六十億円を一単位（一ユニット）として二十
三単位（二十三ユニット））。ただし、発売状況
により、原則発売総額の百二十五パーセントを
上限としてユニット単位で増額する場合があ
る。）

一枚三百円

令和八年十一月二十四日から同年十二月二十五
日まで

発売額六十億円に対して二十九億九千九百九十
万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額六十億円に対して四億一千八百十九万一
千九百五十円

八 その他発売経費

発売額六十億円に対して三億五千九十七万六千
五百三十二円

九 受託申請期限

令和八年九月七日

十 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

一 名称
第千三百三十五回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
四百五十億円 一億五千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として十五
単位（十五ユニット））。ただし、発売状況によ
り、原則発売総額の百二十五パーセントを上限
としてユニット単位で増額する場合がある。）

三 証券金額
一枚三百円

四 発売期間
令和八年十一月二十四日から同年十二月二十五
日まで

五 当せん金の額
発売額三十億円に対して十五億円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額三十億円に対して二億百四十五万五千五
百四十円

八 その他発売経費

発売額三十億円に対して一億八千六十三万四千
九百五十一円

九 受託申請期限
令和八年九月七日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。

行 東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
発 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

価 本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

